

主副業別統計の区分・名称の見直しについて

1 農林業センサスにおける農家等の分類指標の変遷

(1) 農林業センサスにおける農家等の分類指標については、戦後初めて実施された 1950 年農林業センサスにおいて、家計に占める農業の依存度合いを明らかにすることを念頭に「専業農家」及び「兼業農家」の分類指標が設定されました。

(2) その後、社会情勢等の変化により、

①専業農家の中に年金収入に依存している農家が相当程度存在している。

②兼業農家の中に機械化の進展により相当規模の経営を行っている農家が相当程度存在している。

など、専兼業別の分類指標では、経営の実態を必ずしも的確に表し得ない状況が生じてきました。

このため、1990 年農林業センサスにおいて、農業所得の依存度と農業の担い手確保程度の組合せによる新たな分類指標としてⅠ類農家、Ⅱ類農家、Ⅲ類農家、Ⅳ類農家の 4 区分の分類指標が設定されました。

(3) しかし、1990 年農林業センサス結果を公表したところ、Ⅰ類農家～Ⅳ類農家の分類指標については、名称及び区分が馴染みにくいとの意見があり、1995 年農林業センサスにおいて、主業経営体、準主業経営体、副業的経営体の 3 区分の分類指標を設定し、2020 年農林業センサスまで適用しているところ です。(資料 2 - 1 参照)

2 分類指標に対する統計委員会からの指摘

第166回統計委員会（令和3年7月30）において、「農業経営統計調査の審議を契機とする産業統計部会長メモ」が提出され、その中で、副業的経営体に区分される経営体であっても、農業の中核的な「担い手」である存在が少なくなく、また、農業従事者が65歳以上であるという理由だけで、「副業的経営体」という、あたかも「担い手」の中核ではないかのような響きのあるカテゴリーに区分されることには違和感があり、統計の利用者に対しても誤解を与えかねないという懸念があり、

- ①副業的経営体などの区分名称は適切か。
- ②年齢(65歳)を区分指標として用いることが適切なのか。
- ③3区分を継続する場合も、現状とは異なるより適切な指標を用いることはできないか。

などの観点から再検討を行う必要があるとの指摘を受けているところです。（資料2－2参照）

3 この統計委員会からの指摘を受けて、これまで適用してきた分類指標が適切に設定されているか再検討する必要がありますが、検討に当たっては、

- ①統計の連続性を担保する観点から、既存の区分と比較可能な分類指標とする必要があること。
- ②65歳で区分することについては、国勢調査を始めとする他の人口統計やOECD統計等でも65歳を年齢区分としていることから、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）と整合をとる必要があること。（資料2－3参照）

に十分留意する必要があります。

4 こうした状況を踏まえ、2025年農林業センサスにおいて適用する分類指標について、主副業別統計の分類の考え方を踏襲しつつ、

①個人経営体を農業所得の依存度で「農業所得主経営体」と「農外所得主経営体」に分類する。

②①で分類した経営体を農業の担い手確保程度でそれぞれ「自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる」と「自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がない」に分類する。

の変更を行いたいと考えています。(資料2-4参照)

なお、これにより名称も主副業別統計から「農業所得依存度別統計(仮称)」等への変更も検討したいと考えています。